

改正案	現行
<p>（販売従事登録の申請） 第五百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七條第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（販売従事登録の申請） 第五百五十九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、<u>外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書</u>）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>